

高額療養費の変更について

2026年8月診療より高額療養費における自己負担上限額が下記のとおり変更となります。

2026年7月まで

* 70歳未満

区分	標準報酬月額	自己負担上限額／月	多数回該当
ア	83万円以上	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円
イ	53万円～79万円以下	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円
ウ	28万円～50万円以下	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
エ	28万円以下	57,600円	44,000円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

多数回該当

直近12か月以内に、高額療養費が3回以上支給された場合、4回目から自己負担上限額が引き下げられる特例措置

2026年8月以降

* 70歳未満

新設

区分	標準報酬月額	自己負担上限額／月	多数回該当	年間上限
ア	83万円以上	270,300円 + (総医療費-901,000円) × 1%	140,100円	1,680,000円
イ	53万円～79万円以下	179,100円 + (総医療費-597,000円) × 1%	93,000円	1,100,000円
ウ	28万円～50万円以下	85,800円 + (総医療費-286,000円) × 1%	44,400円	530,000円
エ	28万円以下	61,500円	44,000円	530,000円
オ	住民税非課税	36,900円	24,600円	290,000円